

「PCB適正処理推進月間」について

～高濃度PCB使用電気工作物・高濃度PCB使用製品・高濃度PCB廃棄物の適正処理の推進に向けて～

高濃度ポリ塩化ビフェニル廃棄物（以下「高濃度PCB廃棄物」という。）については、中間貯蔵・環境安全事業株式会社（以下「JESCO(ジェスコ)」という。）の全国5か所の処理施設で処理されており、処理施設ごとに定められた期限までに処理を完了する必要があります。

東京都、埼玉県、千葉県、神奈川県首都圏1都3県内の高濃度PCB廃棄物等のうち、「変圧器・コンデンサー等」については2022年3月31日までに、「安定器及び汚染物等」については2023年3月31日までに、JESCOへ処分を委託することが義務付けられており、変圧器・コンデンサー等については、処分期間の末日まで残り約半年、安定器及び汚染物等については残り約1年半と迫ってきました。

こうした中、「ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法」を所管する首都圏1都3県12市で構成する東京PCB廃棄物処理事業に係る首都圏広域協議会では、本年9月を「PCB適正処理推進月間」と定め、高濃度PCB廃棄物等の適正処理について関係事業者を指導するとともに、協力機関と連携して啓発活動を行うこととしており、東京都においても適正処理に向けた取組を行います。

注) 首都圏1都3県12市：ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法を所管する都県市（以下の実施機関を参照）

1 目的

PCB廃棄物の保管事業者等への立入検査、各種啓発活動等により、PCB廃棄物等の確実かつ適正な処理の推進を図る。

2 実施機関等

(1) 実施機関（首都圏1都3県12市）

東京都、埼玉県、千葉県、神奈川県、八王子市、さいたま市、川崎市、越谷市、川口市、千葉市、船橋市、横浜市、川崎市、横須賀市、相模原市、柏市

(2) 東京都内における協力機関（38機関ほか）

公益社団法人東京共同住宅協会、公益社団法人東京都宅地建物取引業協会、一般社団法人東京経営者協会、一般社団法人東京建設業協会、一般社団法人日本建設業連合会関東支部、一般社団法人東京都中小建設業協会、東京都商工会議所連合会、東京都商工会連合会、東京都電機商業組合、東京都電気工事工業組合、一般社団法人東京都産業資源循環協会、一般社団法人日本ビルディング協会連合会、公益社団法人東京ビルメンテナンス協会、公益社団法人東京電気管理技術者協会、一般社団法人日本電設工業協会関東支部、一般社団法人東京電業協会、一般社団法人東京都電設協会、一般社団法人日本照明工業会、一般社団法人日本電気協会関東支部、公益社団法人日本電気技術者協会関東支部、一般社団法人日本電機工業会、一般財団法人関東電気保安協会、公益社団法人全国賃貸住宅経営者協会連合会、公益社団法人全日本不動産協会東京都本部、一般社団法人不動産協会、一般社団法人マンション管理業協会、一般社団法人日本ホテル協会、一般社団法人全日本ホテル連盟、一般社団法人日本レジャーホテル協会、一般社団法人日本PCB全量廃棄促進協会、公益社団法人東京都獣医師会、一般社団法人東京工業団体連合会、一般社団法人東京都溶接協会、PCB廃棄物収集運搬業者安全対策協議会、中間貯蔵・環境安全事業株式会社（JESCO）、経済産業省関東東北産業保安監督部、環境省関東地方環境事務所、公益財団法人東京都環境公社（順不同）

3 実施内容

(1) 実施機関が実施する内容

- ア PCB廃棄物の保管事業者等への立入検査による保管状況の確認、期限内処理の指導等
- イ 事業者に対する高濃度PCB廃棄物等の有無の確認の指導
- ウ 協力機関に対する会員への周知依頼、啓発資材の提供等
- エ インターネット等を利用した啓発

(2) 協力機関に実施を依頼する内容

- ア メーリングリスト、インターネット等を利用した啓発
- イ パンフレットの配布、メール等による会員への周知

4 実施期間

令和3年9月1日～9月30日まで

【問合せ先】

(事業全般に関すること)
環境局資源循環推進部産業廃棄物対策課
電話 03-5388-3573 (直通)

(八王子市に関すること)
八王子市資源循環部廃棄物対策課
電話 042-620-7458 (直通)